

消費税法【ミニテスト】

基礎マスターコース
速修コース

問題－テキストNo.1・第2回

制限時間 8分

〔問1〕－10点－

- (1) 消費税法第4条第1項に規定する「国内取引の課税の対象」について述べなさい。
ただし、特定資産の譲渡等及び特定仕入れについては解答不要とする。
- (2) 消費税法第2条第1項第8号に規定する「資産の譲渡等の定義」について述べなさい。
ただし、規定中のかっこ書きについては解答不要とする。

〔問2〕－15点－

- 次の取引のうち、国内取引となるものに○を、国内取引とならないものに×を付しなさい。
- (1) 内国法人が国外に所有する土地を外国法人に対して有償で譲渡した。
- (2) 外国法人が日本に所有する建物を内国法人に対して有償で貸付けた。
- (3) 内国法人が特許権（日本で登録されている。）を内国法人に対して有償で譲渡した。
- (4) 内国法人が日本から中国へ貨物を輸送し、運送料を収受した。
- (5) 内国法人が外国法人に対して金銭の貸付けを行い、利息を収受した。

〔問3〕－25点－

- 次の資料から、納付すべき消費税額を求めなさい。なお、金額は税込（軽減税率が適用される取引は含まれていない）である。
- (1) 課税売上高 45,132,000円
- (2) 課税仕入高 21,500,000円
- (3) 中間納付消費税額 600,000円

消費税法【ミニテスト】

基礎マスターコース
速修コース

答案用紙ーテキストNo. 1 ・ 第 2 回

得 点	会 員 番 号									
50										
	氏 名 (カ ナ)									

(注) 氏名はカタカナでのみ記入をお願いします

〔問 1 〕

(1) _____

(2) _____

〔問 2 〕

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)

〔問 3 〕

【課税標準額】

計 算 過 程 (単位：円)		
	金 額	円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円

【納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円
(1) 差引税額		
(2) 納付税額		

消費税法【ミニテスト】

基礎マスターコース

速修コース

解答テキストNo.1・第2回

〔問1〕（各5点、10点）

- (1) 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。
- (2) 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

〔問2〕（各3点、15点）

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
×	○	○	○	○

〔問3〕（25点）

【課税標準額】

計 算 過 程 (単位：円)	
課税売上高 $45,132,000 \times \frac{100}{110} \text{ [3] } = 41,029,090 \rightarrow 41,029,000$ （千円未満切捨）	
金額	[3] 41,029,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
$41,029,000 \times 7.8\% \text{ [3] } = 3,200,262$	3,200,262円

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
課税仕入高 $21,500,000 \times \frac{7.8}{110} \text{ [3] } = 1,524,545$	[3] 1,524,545円

【納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
(1) 差引税額（算式[3]） $3,200,262 - 1,524,545 = 1,675,717 \rightarrow 1,675,700$ （百円未満切捨）	[4] 1,075,700円
(2) 納付税額 中間 $1,675,700 - 600,000 \text{ [3] } = 1,075,700$	

解答への道

〔問 1〕

理論の問題では、条文（理論マスター）の内容を正確に記述する必要がある。

(1) 「国内取引の課税の対象」について問われているため、課税の対象のうち、国内取引についてのみ解答し、輸入取引については解答する必要はない。（輸入取引の課税の対象は、No.1 第4回学習予定）

「資産の譲渡等」を1つの言葉として押さえること。「資産の譲渡」では誤りである。

(2) 「及び」と「並びに」の言葉の使い方に注意する。



〔問 2〕

国内取引の判定のポイント

次に掲げる場所が「国内（日本）」である場合、国内取引に該当する。

(1) 資産の譲渡又は貸付け

- ① 原則 譲渡又は貸付け時における資産の所在場所
- ② 例外 譲渡又は貸付け時における登録機関等の所在地

(2) 役務の提供（電気通信利用役務の提供を除く。）

- ① 原則 役務の提供が行われた場所
- ② 例外 発送地等又は到着地等

(3) 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者の事務所等の所在地

(1) 内国法人が国外に所有する土地を外国法人に対して有償で譲渡した。

→ 土地（＝資産）の所在場所が国外であることから、国外取引となる。

(2) 外国法人が日本に所有する建物を内国法人に対して有償で貸付けた。

→ 建物（＝資産）の所在場所が日本であることから、国内取引となる。

(3) 内国法人が特許権（日本で登録されている。）を内国法人に対して有償で譲渡した。

→ 1ヶ国でのみ登録されている特許権については、特許権の登録機関の所在地で国内取引を判定する。
したがって、日本で登録されていることから、国内取引となる。

(4) 内国法人が日本から中国へ貨物を輸送し、運送料を収受した。

→ 国内及び国外にわたって行われる輸送であることから、原則である役務の提供が行われた場所で国内取引を判定せず、貨物の発送地又は到着地で国内取引を判定する。

したがって、発送地が日本であることから、国内取引となる。

(5) 内国法人が外国法人に対して金銭の貸付けを行い、利息を収受した。

→ 貸付け等を行う者（＝内国法人）の事務所等の所在地が国内にあることから、国内取引となる。

なお、課税の対象の4要件を確認しておくこと。

課税の対象の4要件

- 要件1 国内において行うものであること。
- 要件2 事業者が事業として行うものであること。
- 要件3 対価を得て行うもの（有償取引）であること。
- 要件4 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること。

（注）上記4要件においては、「特定資産の譲渡等」及び「特定仕入れ」については考慮していない。本問では、次のとおりとなる。

(1) について → 国外取引となるため、上記**要件1**を満たさず、課税の対象とはならない。

(2)～(5) について → 4要件をすべて満たすため、課税の対象となる。

〔問 3〕

《納付税額の計算についての留意点》

- (1) **課税標準額**は、税込課税売上高を税抜処理 ($\times \frac{100}{110}$) した後に**千円未満切捨**をする。
- (2) **課税標準額に対する消費税額**は、課税標準額 (千円未満切捨後) に**7.8%**を乗じて求める。
- (3) **控除対象仕入税額**は、税込課税仕入高に $\frac{7.8}{110}$ を乗じて求める。

なお、この場合に生じた 1 円未満の端数は切り捨てること。

- (4) **差引税額**は、課税標準額に対する消費税額から控除対象仕入税額を差し引いた後に**百円未満切捨**をする。
- (5) **納付税額**は、差引税額から中間納付消費税額を差し引いて求める。

《その他答案作成上の留意点》

- (1) 模範解答上、金額の上に記載している「**課税売上高**」等の用語は、答案に記載する必要はない。
- (2) 指定の解答欄の外に記入することが無いように注意すること。

 No.1 第4回実力テスト対策 理論マスター1-1 課税の対象

1. 国内取引	重要度◎
---------	------

- (1) 課税の対象 (法4①)
国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。
- (2) 資産の譲渡等 (法2①八)
事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。
- (3) みなし譲渡 (法4⑤)
次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。
 - ① 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費又は使用した場合におけるその消費又は使用
 - ② 法人が資産をその役員に対して贈与した場合におけるその贈与
- (4) 国内取引の判定 (法4③、令6③)
次の場所が国内にあるかどうかにより行う。
 - ① 資産の譲渡又は貸付け
譲渡又は貸付けが行われる時におけるその資産の所在場所 (船舶、特許権等については、一定の場所)
 - ② 役務の提供
役務の提供が行われた場所 (国際運輸、国際通信等については、一定の場所)
 - ③ 金銭の貸付け等
貸付け等を行う者の事務所等の所在地